三重県総合図上訓練企画運営・災害対策本部活動検証業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業名

三重 具総合図上訓練企画運営・災害対策本部活動検証業務委託

2 事業の目的

南海トラフ地震や大型台風等の大規模災害発生時における三重県災害対策本部の災害対応力を高めることを目的とし、国、市町、関係機関等と連携した実践的な総合図上訓練を企画・運営する。

また、実施した総合図上訓練における県災害対策本部活動の評価・検証を行い、 各部隊活動、計画、マニュアル等の改善を図る。

3 事業の概要

本事業の業務内容は以下のとおり。

- (1) 三重県総合図上訓練(2回)の企画・準備
- (2) 状況付与の作成及び各部隊の状況付与作成支援
- (3) 事前説明会及び全体研修会の実施
- (4) 部隊別勉強会(警察部隊を除く)の実施支援
- (5) 訓練当日のコントローラー
- (6) 訓練当日のプレイヤー支援
- (7)訓練検証の実施支援
- (8) 報告書等の作成
- (9) 打合せ協議

4 業務内容

別添「三重県総合図上訓練企画運営・災害対策本部活動検証業務委託仕様書」に記載のとおり。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで

6 契約上限額

8,415,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

7 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名) 停止措置要領により資格(指名) 停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実に反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、 又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 契約上限額を越える金額で見積をしたとき。
- (7) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (8) 提案の選定に先立ち事前審査を行い、その結果「否」と判定されたとき。 (ただし、提出された提案数が少ない場合は事前審査を省略する場合がある。)
- (9) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出すること。

- (1)提出書類
 - ア) 三重県総合図上訓練企画運営・災害対策本部活動検証業務委託企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1) 1部
 - イ)上記アの添付書類 1部
- (2) 提出期限

令和5年4月26日(水)16時00分まで

(3) 提出場所

下記17に示す所属

(4) 提出方法

上記提出先に郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること(必着)。

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、必ず提出期限 までに電話にて受理を確認すること。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記9(1)等により、資格審査を行います。資格審査結果は令和5年5月1日(月)17時00分までに電子メール又は郵便、FAXで通知します。

10 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月9日(火)17時00分まで

(2) 提出先

下記17に示す所属

(3) 提出方法

上記提出先に郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること(必

着)。

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、必ず提出期限 までに電話にて受理を確認すること。

11 提出を求める企画提案資料

- (1) 企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)
 - ・規格は日本産業規格のA4判(A3版による折り込み可)、両面印刷、長辺と じ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
 - ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。 ア)業務の実施体制
 - ・業務実施体制(実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名)
 - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - イ)業務委託仕様書に記載の業務内容を実施するための取組方針や基本的な進め方、事例収集や整理の方法
 - ウ)業務実施スケジュール
 - ・令和5年5月下旬の契約締結を前提に、令和6年3月15日(金)までのスケジュール
 - エ) 過去の実績
 - ・過去に類似業務を実施した実績がある場合、その業務概要(時期は問わない。)
- (2) 見積書(任意様式) 9部(正本1部、写し8部)
 - ・消費税抜きで記載し、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
 - ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」 と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- (3) その他必要書類

ア) 会社の概要を説明する書類(別紙:様式2)

1部

イ) 会社概要パンフレット

9部

12 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年4月19日(水)16時00分まで(必着)

(2) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けない。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容
- (3) 質問の提出

質問は、文書(様式任意、ただし規格はA4版)にて行うものとし、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、17の担当部局へ提出すること。また、質問文書には、事業者名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。また、送信後に担当部局に受領確認すること。

(4) 質問に対する回答

令和5年4月21日(金)17時までに、三重県ホームページに掲載する。電話・電子メール等での直接回答は行わない。

13 企画提案コンペの実施方法

(1) 最優秀提案者の選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案書等を、「三重県総合図上訓練企画運営・災害対策本部活動検証業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

上 四 灰 未 一 >	*ジーは生活が「*ジこれが」。
審査項目	審査内容
専門性 (8点)	・災害対応や防災訓練手法について、幅広い知識・知見 を有し、訓練準備や訓練当日において、適切に提案や 助言を行うことができるか。
企画性 (8点)	・県災害対策本部の災害対応力向上に繋がる効果的な研修の実施や勉強会の支援を行うことができるか。・今後の訓練や災害対応の改善に資する訓練検証手法になっているか。
業務遂行能力(4点)	・訓練の準備や実施にあたり、十分な業務推進体制が確保されているか。
計画性 (4点)	・業務スケジュール及び体制が適切に計画され、当該業 務を最後まで遂行できると見込まれるか。
経済性 (4点)	・積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。
地域貢献 (1点)	・「消防団協力事業所」に認定されているか(県内事業 者が認定されている場合のみ加点)。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。 ア) 実施日(予定)

令和5年5月15日(月) ※改めて別途通知する。

イ)場所

オンライン (Zoom)

ウ) 形態

提出済みの企画提案資料(紙)及び画面共有機能による同資料の投影により行う。

提出済みの企画提案資料と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。万が一内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料の内容により審査・選考を行う。

エ) その他

プレゼンテーションは、提出済みの企画提案資料により、15分以内で説明すること。

なお、15分以内の説明終了後に別途説明内容への質疑応答の時間を設定する。

詳細なプレゼンテーションの実施日時等については、プレゼンテーション に参加するすべての者に令和5年5月11日(木)17時00分までに電子メールまたは電話で連絡する。

(3) 事前審査

企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を 行い、提案者を5者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーション を実施する。

事前審査を実施した場合、その結果を令和5年5月11日(木)17時00分までに電子メールまたは電話で連絡する。

(4) 最優秀提案の選定結果の通知

最優秀提案が決定した後、速やかにすべての企画提案者に対して通知する。 なお、選定結果(最優秀提案事業者名、採点結果)は公表する。また、選定の 結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

14 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最終決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものと する。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないことの証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの) (写し可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」 (三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの) (写し可)
 - ※(1)(2)について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、提出(提示可)ができない場合は、別紙:様式4を提出(FAXまたはメール可)してください。
- (3) 契約実績証明書
 - ※過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある場合
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム 共通債権者(物件契約)登録申出書」

15 契約方法等

- (1) 契約条項は、担当課において示す。
- (2) 契約方法に関する事項
 - ア)契約条項を示す場所は下記17の場所とする。
 - イ)契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

ウ)契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。 なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円 未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税等 を内書きで記載するものとする。

- エ) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。

(4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期 契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適法な支払い請求書を受理した 日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

16 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除 受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3 条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札 資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ア 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負 うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより 工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 発注所属と協議を行うこと。
 - イ 受託者が アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (5) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。
- (8) 企画提案されたものは、見積書(上記11(2))の中ですべて実現できるものと判断する。
- (9) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (10) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (11) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。
- (12) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務) に準じ、適切に対応するものとする。
- (13) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによるものとする。

17 担当部局

三重県防災対策部災害対策推進課 担当 寺田

電話059-224-2189 FAX059-224-2199 E-mail: <u>staisaku@pref.mie.lg.jp</u>